

特別功労者表彰 要項

 (本表彰は当所年会費5口以上(35,000円)の会員事業所が対象です。)

1. 目的 勤続年数の長短に関わらず、一定の要件を満たし、各事業所の経営の合理化や躍進に大きな功績のあった人を特別に表彰し、もって商工業の発展に資することを目的とします。
2. 選考 当所会員の経営者から推薦のあった候補者を当所において書類選考します。
なお、被表彰者には表彰状並びに記念品を贈呈します。

3. 推薦条件

【対象事業所】 当所会費が5口以上の事業所で、かつ直近2年間の会費が完納されている事業所。

【推薦枠ほか】 永年勤続表彰の推薦枠とは別に、1社につき1名とします。
なお、特別功労者表彰については、推薦企業から記念品代の一部として5,000円(税込み)をご負担頂きます。(銀行振込。振込先は選考後、改めてご連絡させて頂きます。)

【対象】 勤続5年以上の従業員で、事業所の経営の合理化、躍進等に大きな功績のあった人。経営者(法人の場合は役員)は対象外です。下記の例をご参考にして下さい。
過去に当所の永年勤続表彰を受けた人も対象とします。ただし、同一人を永年勤続表彰と同時に推薦する事はできません。
また、勤続年数を条件とする『永年勤続表彰(10年、20年、30年、40年特別表彰)』よりも上位の表彰とします。

4. 手続き方法 別添付の推薦書(特別功労者用)に必要事項を記入し、候補者の顔写真(カラー縦4cm×横3cm)をクリップ留めして2023年10月10日(火)までに送付願います。推薦書は永年勤続用と特別功労者用と両面印刷のため、永年勤続用も使用する場合は特別功労者用をコピーしてご利用いただくか当所ホームページからダウンロードして下さい。必ず、写真の裏に会社名、候補者名をご記入下さい。尚、写真は返却出来ませんのでご了承下さい。当所宛の封筒は貴社でご用意下さい。

対象となる従業員例	<ul style="list-style-type: none"> ①事務の改善や合理化に大きく貢献した人 ②新たな販売方式(改善も含む)の考案者や、優れた販売実績をあげた人 ③新たな生産方式(改善も含む)の考案者や、生産性の向上に優れた実績をあげた人 ④優れた技能を習得し、かつ、その技能の伝承に指導的役割を果たした人 ⑤安全、防災、環境面で顕著な実績をあげた人 ⑥研究開発で顕著な実績をあげた人 ⑦新たな物流方式(改善も含む)の考案者や物流の合理化に大きく貢献した人 ⑧優れたサービスの提供をし、顧客の信頼を獲得し、顧客拡大に大きな成果をあげた人 ⑨社員の模範として職場の雰囲気を変え、経営の向上に大きく貢献した人 ⑩その他、各方面、分野で経営の合理化、向上に大きく貢献した人
-----------	---

【各推薦書送付先】

〒510-8501 四日市市諏訪町2-5
四日市商工会議所 会員サービス課 (TEL 059-352-8193ダイヤルイン)